

## 災害復旧工事に係る入札、契約手続の一時的な見直しについて

### 1 概要

平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事の入札手続について、現在の入札不調の状況を考慮するとともに、今後の同工事に係る入札、契約手続を迅速に行うため、次のとおりその方法について一時的に見直して対応します。

### 2 見直しの内容

#### (1) 再募集の取り止め

入札、契約手続を迅速に行うため、初回の入札において不調になった場合、再募集することなく随意契約へ移行することとします。

#### (2) 地域限定発注の見直し

再募集の取り止めに伴い、設計金額500万円未満の災害復旧工事について、災害が発生した地域に主たる営業所を有する業者に限定することなく、呉市内に主たる営業所を有する全ての業者（有資格者）の入札への参加を認めることとします。

#### (3) 等級要件の見直し

災害復旧工事のうち、等級を区分して発注する建設工事（7業種）に係る等級要件について、設計金額により定める発注の標準によることなく、該当する等級に加え、全ての上位等級の業者も入札への参加を認めることとします。

### 3 適用日及び終期

令和元年10月1日以降に入札を公告または指名する案件から適用することとし、その終期は、見直し後の方法による入札の不調状況が改善されるまでとします。